

- アメリカ、イギリス及びカナダにおける非営利団体^(※)の公益目的を達成するための出資（PRI（プログラム関連投資））について調査
- 各国とも共通して以下の要件を設定
 - ① 公益目的への投資であること
 - ② 経済的利益をもたらす可能性はあるが、これを投資の主目的としないこと
- 融資、株式保有、個別事業への出資等幅広い投資手法が営利企業・個人も含めた対象に取られている。

(※)公益法人に相当すると考えられる、行政機関による認定等を受けて活動するチャリティ団体

アメリカ

■PRIの要件

- ①公益目的への投資であること
- ②経済的利益を顕著な目的としないこと
(営利のみを目的とする投資家が同じ条件で投資を行う可能性があるか。結果的に大きなリターンが生じたとしても、それだけで違反することにはならない)
- ③立法や政治活動への影響を投資目的とするものではないこと

■適切な実施の確保

年次報告書に投資活動に関する記入欄があり、投資所得に対する税金額、PRIの内訳、助成の内訳等について報告義務がある。これらは行政機関によって精査されるとともにインターネット上で公表される。
PRIとして認められない場合、当該出資に対して追徴課税が課せられる。

■PRIの例

- ・ 困窮している学生への低利または無利子ローン
- ・ 民間金融機関からでは投資が得られないリサイクル事業への投資

イギリス

■PRIの要件

- ①公益目的を完全に推進するものであること（目的のために資金が活用されていることが担保されているか）
- ②私的な利益ではなく、公的な利益のためのものであること
- ③ある程度の経済的利益をもたらすことが期待されるが主目的ではないこと（社会的インパクトと借手の返済可能性を考慮した利率となっているか等）

■適切な実施の確保

団体の理事は、PRIの実施に際し、他の方法とPRIを有効性とリスクの観点から比較すること、チャリティに対するリスクのレベルやチャリティに関する知識や専門性を考慮した上で、専門家のアドバイスを受ける必要があるかどうかを検討すること等が求められる。

■PRIの例

- ・ コミュニティ再生プロジェクト等へ投資

カナダ

■PRIの要件

- ①貧困の解消、教育の進歩、その他地域に利益をもたらす目的の3つのうち、いずれか1つ以上を直接的に促進すること
- ②経済的利益をもたらす可能性はあるが、これを投資目的としないこと（利息などは市場レートを下回ること）

■適切な実施の確保

投資金額とそれによって得た利息の報告義務があり、その内容は行政機関によって精査されるとともにインターネット上で公表される。
投資先の主体に応じて、定期的な報告を求め指導すること、書面で契約を結ぶこと、投資先が資金を適切に管理することを求めること等、団体が投資先へガバナンスを働かせることが求められる。

■PRIの例

- ・ 貧困に苦しむ個人向けに割引料金で部屋を賃貸する企業への株式投資
- ・ 職業訓練プログラムを実施する非営利団体への低金利融資